

福島市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は告示の日から生ずる。

平成20年 1月24日

福島市長 瀬戸孝則



1 区域 笹谷地区の一部

編入する字名	左記に編入される区域
笹谷字桜水	笹谷字出歩17の7